

事 務 連 絡

平成 24 年 8 月 27 日

日本医師会 御中


厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の  
一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添のとおり、各都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等あてに事務連絡を発出いたしましたので、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡  
平成 24 年 8 月 27 日

保険医療機関  
保険薬局  
訪問看護ステーション



御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の  
一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者等（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等免除証明書の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）においてお示ししているところですが、今般、当該取扱いに関する周知用のポスター（「医療機関等で受診される被災者の方々へ」）を送付させていただきますので、窓口に掲示するなど、受診される被災被保険者等に対しての周知に御協力をお願いいたします。

平成24年10月1日以降は、  
有効期限が切れていない免除証明書をお持ちの方のみ、  
医療機関等での窓口負担が免除となります。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う  
警戒区域等<sup>(※1)</sup>の被災者<sup>(※2)</sup>が窓口負担の免除を受ける  
ことができる期限は、**平成25年2月28日まで**となります。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点として  
設定されている4つの地域です。(過去に設定されていた場合も含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

2. これまで免除証明書の提示は不要となっていた  
○福島県の以下の町村の国民健康保険にご加入の方  
○保険証に記載された住所が以下の町村である  
福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方  
については、平成24年10月1日以降、引き続き、  
窓口負担の免除を受けるためには、  
**窓口で免除証明書<sup>(※3)</sup>を提示する必要があります。**

(※3) これまで免除証明書の提示が不要とされていた方の免除証明書は、  
ご加入の医療保険の保険者から送付されます。  
(免除証明書がお手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へ  
お問い合わせ下さい。)

町村名

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等以外の被災者も、  
ご加入の医療保険の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることも  
ありますので、詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

免除証明書に関してご不明な点があれば、  
ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

- ◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。
- ・入院時の食費、居住費
  - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
  - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等